



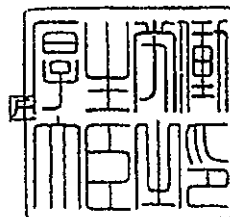
厚生労働省発基 1214 第 7 号

平成 30 年 12 月 14 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、「労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」（別紙）について、貴会の意見を求める。

労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働基準法施行規則の一部改正

(略)

第二 労働安全衛生規則の一部改正

- 一 改正法第四条の規定による改正後の労働安全衛生法（以下「新安衛法」という。）第六十六条の八の四第一項に規定する面接指導等に係る事項について、産業医の職務及び産業医に対し情報提供する事項として追加すること。

- 二 新安衛法第六十六条の八の四第一項の厚生労働省令で定める時間は、一週間当たりの健康管理時間が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間について、一月当たり百時間とすること。

- 三 新安衛法第六十六条の八の四第一項に規定する面接指導の実施方法等について、新安衛法第六十六条の八の二第一項に規定する面接指導の実施方法等に準じて定めること。

- 四 新労基法第四十一条の二第一項の規定により労働する労働者について、新安衛法第六十六条の八の四第一項の面接指導の義務の対象となる労働者以外の労働者から申出があった場合には、当該面接指導を

行うよう努めなければならないものとする。

第三 その他

- 一 この省令は、平成三十一年四月一日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。